

整理番号 8-1

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

779 - 004

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理・更新料 ( 8 月請求分)		
年 月 日	令和2年8月3日~令和 年 月 日	金 額	11,000 円

目 的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使 途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

《領収書貼付枠》 支払者：中澤通訓

領収証

No. ....

中沢事務所 様 2年8月3日

金額	¥ 11 000
----	----------

内 但 HP更新代として  
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

marukita きたがわ商店  
静岡市清水区船越 3-8-19 202  
北川 昌克  
TEL/FAX (054) 357-3394

HISAO #778

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,000 円	100 %	11,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者
----	-------	----	-------	----	-------

使途項目 サーチキー

支出証拠書

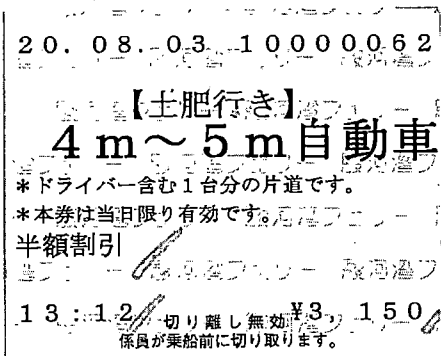
774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駿河湾フェリーの運行状況について		
年月日	令和2年8月3日~令和	年月日	金額 3,150円

目的	フェリーのコスト対応から互換性の利用率向上対策の効果について
使途	乗船料
政務活動・県政との関連性	半額キャパシティ実施による調査実績。今後の方向性をとる

《領収書貼付枠》



民営から(社)の運営となりコスト高がある大荒れの船出となる。県道223号と沼322の航路維持のために関係者の配慮を求めて打破を促す。

伊豆~中部横断道~関東を結び観光路線と合わせ、海産物の輸送の手役への費用がたかまらされる。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,150円	100%	3,150円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

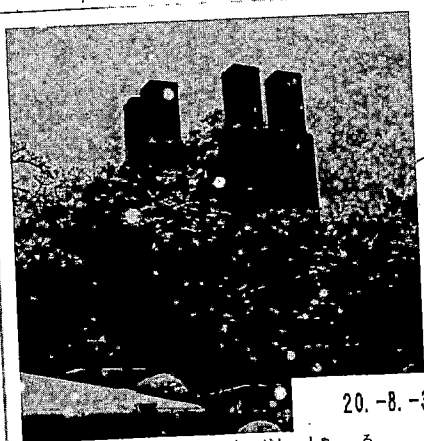
整理番号 8-3

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書(入館料)

(会派名・議員氏名 山口県民会 中澤通弘)

経費項目	調査研究費		
内容	JOT 福に開いた観光地調査(葦山反射炉)		
年月日	令和2年8月3日~	年月日	金額 500円

目的	県内外の観光客の意向調査
応対者	—
政務活動・ 県政との 関連性	明治日本の産業革命遺産として世界遺産に登録され、以来、周辺整備が行なわれ、
<p>《領収書貼付枠》観光資源にある。</p>  <p>20.-8.-3</p> <p>世界遺産 指定史跡 葦山反射炉</p> <p>20.-8.-3 172823</p> <p>大人 ADULT ¥500</p>	
<p>国 三原の鎌倉幕府の成吉思汗、10室の「原野成教院」を含む。周辺のコース設定が課題と思われた。</p> <p>県外車は少ない。</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	500円	100%	500円

整理番号 8-4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書(入館料)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費		
内容	JPOF館における観望地調査(2名・兼寿D)		
年月日	令和2年8月4日~令和 年 月 日	金額	1670 円

目的	県外からの動向について
応対者	交通費 入場券
政務活動・ 県政との 関連性	JPOF対策として 県外者には 自粛を要する いかにその反応は?

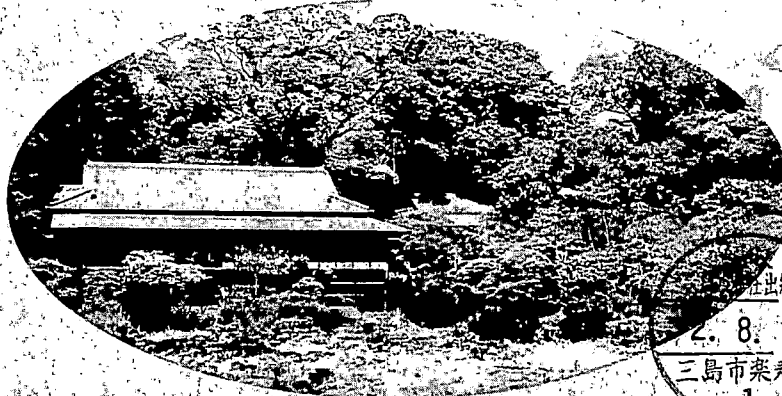
《領収書貼付枠》

別紙添付

駐車場には県外・神奈川県からのナンバーが少ないうえに  
入庫している。かなり回覧していると思われる。  
小浜地区直近の長尾で、近年にはない水量で  
地元の人の出かみ"このこと。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,670 円	100 %	1,670 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



再生紙を使用しています

楽寿園  
入園券

1人1回当日限り有効  
郷土資料館入館無料

大人  
300円

三島市

2020年8月4日  
三島市楽寿園  
1

小浜池から楽寿館を望む

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 清水

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 8月 4日 12時58分

車種 普通




通行料金 ¥1,370-

(外払)

—入口料金所— 沼津  
ETC 有効期限21年12月  
会員番号 (支払 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号205-00571229-00

整理番号 8-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (8月分)		
年月日	令和 2年 8月 6日	～令和 年 月 日	金額 15,840 円

目的	政務活動に必要な車両のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

01	02-07-10	
02	02-07-13	
03	02-07-28	
04	02-07-29	
05	02-08-04	
06	02-08-06	SMBG(株) 31,680
07	02-08-07	
08	02-08-11	
09	02-08-11	
10	02-08-13	
11	02-08-14	
12	02-08-31	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	31,680 円	1/2	15,840 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-6

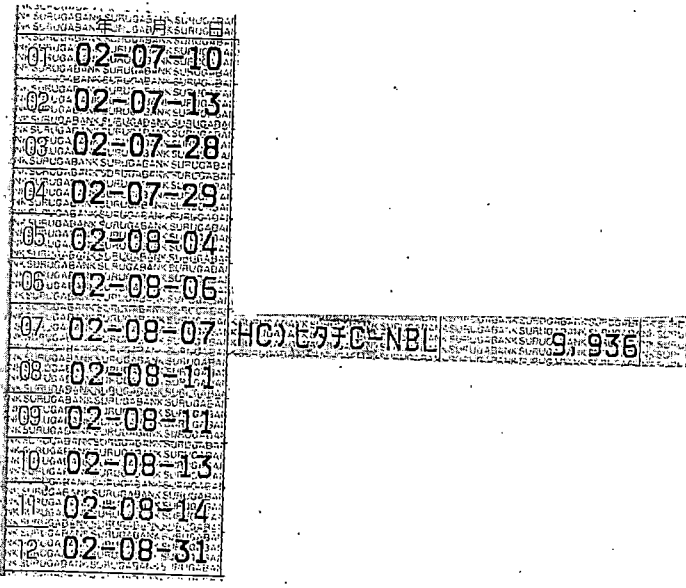
決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 ( 8 月分)		
年 月 日	令和 2 年 8 月 7 日	~ 令和 年 月 日	金 額 4,968 円

目 的	政務活動に必要なコピー機のリース
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	9,936 円	1 / 2	4,968 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書 (各種団体年会費)

(会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	次郎長翁を知る会 会費		
年月日	令和2年8月11日~平成	年月日	金額 2,000円

会の趣旨・目的	次郎長翁を顕彰し、足跡をたどる
会の活動内容等	・会報の発行 ・足跡をたどる ・関係者の交流
政務活動・県政との関連性	市の発展に寄与したことを現在の姿に 投影し、今後の観光資源とする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
02-08-1123362	00830-6	A93160003	払込みの証拠と なるものに保存し たら大切に保管し て下さい。消費 税等が含まれて います。 (ゆうちょ銀行)
取扱店	シミズアライ	払込口座	料金額 *0
		00830-6	132779
払込金額	*2,000		
記号番号	**** *8831		

スマホ決済アプリ 妙うちよPay  
口座の残高確認も 可能です！

※ 添付書類：(団体の会則)・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



# 次郎長翁を知る会 会則

(名称)

第1条 この会は、「次郎長翁を知る会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、(公財)するが企画観光局清水事務所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、次郎長翁の生涯に関する調査・研究によりその正しい実像を後世に伝えるとともに、観光資源の開発と振興によって地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 次郎長翁に関する調査、研究。
- (2) 次郎長翁に関する講座の開催。
- (3) 次郎長翁に関する古文書の収集。
- (4) 次郎長翁に関する刊行物の発行。
- (5) 観光宣伝事業への協力。
- (6) その他、本会の目的を達成するための必要な事項。

(会員)

第5条 本会の会員は、本会設立趣旨に賛同する個人及び法人をもって会員とする。

(会費)

第6条 本会の経費は、会費、賛助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- |        |          |        |
|--------|----------|--------|
| (1) 会費 | 個人会員1口年額 | 2,000円 |
|        | 法人会員1口年額 | 5,000円 |

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 最高顧問 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 会長 1名
- (5) 副会長 若干名
- (6) 会長補佐 1名
- (7) 理事 若干名
- (8) 参与 若干名

(9) 運営委員 若干名

(10) 会計 1名

(11) 監事 2名

(任期)

第8条 本会の役員選出及び任期。

(1) 会長は、総会において選出する。

(2) その他の役員は、会長が委嘱する。

(3) 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会は、年1回会長が招集する。

(2) 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(3) 運営委員会は、必要に応じ会長が招集する。

(4) 会議の議長は、会長をもってあてる。

(5) 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、委任状をもって出席とみなす。

(6) 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第11条 本会は、会長の指示により運営する。

附 則

1 この会則は、平成4年5月6日から施行する。

2 この会則は、平成7年6月12日から施行する。

3 この会則は、平成12年6月12日から施行する。

4 この会則は、平成30年6月10日から施行する。

整理番号 8-8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

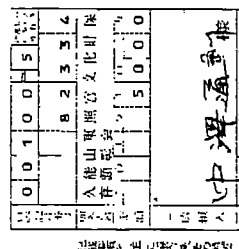
経費項目	調査研究費・研修費		
内容	久能山東照宮文化財保存顕彰会会費		
年月日	令和2年8月1日~令和 年 月 日	金額	2,000円

会の趣旨・目的	徳川家康公をお祀りする久能山東照宮は、宝物等が国宝重要文化財建造物、境内地が史跡に指定を受けている。社殿や文化財を完全に保存し、後世に伝えていくことが課せられている。
会の活動内容等	国宝重要文化財の防災施設の管理、美装化など維持管理。 久能山東照宮の保存計画管理に関する調査の実施。 会報の発行。
政務活動・県政との関連性	国宝保存は、文化財として県観光施策の一翼を担うものである。顕彰会から得られた情報や会員からの意見を参考にし、今後の県政での文化観光事業の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
02-08-1123362	00100-5	A93160002	*0
取扱店	シス・アイ	料金額	5,000
払込口座	00100-5	82334	
払込金額	*5,000		



久能山東照宮文化財保存  
顕彰会  
中澤 通訓

記号番号 \*\*\*\*\*8831

スマホ決済アプリ ゆうちよPay 可能です!  
口座の残高確認も

\* 支払額5,000円のうち、普通会员の会費2,000円を請求する。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



久能山東照宮について ご参拝のご案内 ご祈祷のご案内 久能山東照宮の四季 久能山東照宮博物館のご案内 交通案内

よくあるご質問 リンク・ダウンロード サイトマップ

## 文化財保存顕彰会

久能山東照宮 > 文化財保存顕彰会

### 久能山東照宮文化財保存顕彰会入会のご案内

徳川家康公をお祀り申し上げます久能山東照宮は、全国東照宮の創祀として全国の多くの皆様より篤い信仰と幅の広い崇敬をいただいております。

久能山は遠く7世紀頃に開山されて久能寺が創建せられ、戦国の世に武田信玄が山上に築城して久能城と称し、次いで二代將軍秀忠公によって徳川家康公を祀る東照宮が造営せられて、平成27年には御鎮座400年の佳節を迎えました。

この間約1,400年を経過し、その時代時代の文化が現在に伝承されており、特に東照宮社殿諸建造物は江戸初期の代表的なものとして14棟が国宝および重要文化財に指定されております。又所蔵する宝物は2,000点にも達し、徳川300年の歴史を物語る重要な文化財で国宝・重要文化財等に指定されております。なお境内地も史跡に指定され、共に歴史資料として価値の高いものであります。

これら社殿を始め数多い文化財を完全に保存し後世に遺憾なく伝えていくことこそ、我々に課せられた使命であります。

そこで去る昭和41年久能山東照宮文化財保存顕彰会を設立し、以来保存顕彰につとめて参りましたが、更に御理解ある各位の御協力をいただき会の充実発展を期したく存じております。何卒本会の趣旨に御賛同下され、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

### みなさまの御協賛によって行われる保存管理事業

#### 国宝御社殿ほか諸建造物の保存管理事業



久能山東照宮には、御祭神徳川家康公をおまつりする国宝の御社殿ほか、13棟の重要文化財建造物があります。特に中井大和守正清を大工棟梁として造営された権現造、絵漆塗、極彩色の御社殿には最高の建築技術・芸術が結集されています。これら諸建造物の漆塗や彩色、錆(かざり)金具などの修理を行い後世に遺憾なく伝えていきます。

#### 博物館収蔵資料の保存管理、学術調査、広報等に関する事業

久能山東照宮に付属する博物館には、御祭神徳川家康公の遺愛品や徳川歴代將軍の





武器・武具など約2,000点の資料を収蔵しています。これらの神宝類など所有する文化財を後世に正しく伝承していくため保存管理に力を注ぐとともに、資料の調査研究を基にした展示公開をしています。

### 史跡久能山の護持に関する事業



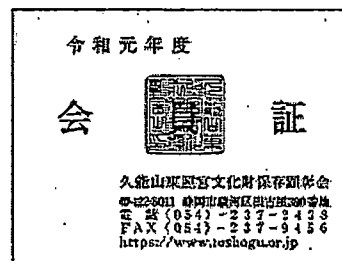
久能寺建立よりおよそ1,400年の古い歴史的価値を持つ久能山は山全体が国の史跡に指定されています。久能山の鎮守の森を構成している原生的な自然環境の保護を図るとともに、表参道の石段、石垣などの修復工事等を行い、神社境内としてふさわしい景観を保全していきます。

### 会員種別と年会費

特別会員	賛助会員	普通会員
50,000円以上（永年会員）	5,000円	2,000円

### 会員の待遇

- ① 久能山東照宮社殿拝観並びに同博物館入館の特別扱い。
- ② 会員証及び会報の配布。
- ③ 本会主催行事への御案内。






会員証



会報

整理番号 8-9

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	清水自衛隊友の会々費		
年月日	令和2年8月11日~平成	年月日	金額 2,110 円

会の趣旨・目的	清水出身の自衛官の活動を支援し 後援支援の一助となる
会の活動内容等	総会等において自衛官の現状の報告 を受け、防災等の救済体制をつまじく
政務活動・ 県政との 関連性	大災害のみならず、非常時の応援が 29-2にこそ被害の最小化がはかれる。

《領収書貼

**しみずキャッシュサービスご利用明細票**

いつも清水銀行をご利用いただきありがとうございます。ご利用いただいた明細は下記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

お取引内容	お取引日	お取引時刻
現金振込	02-08-11	09:59
お取扱店	振番	お取立てない場合
000251	150023	
お取引銀行	科目	口座番号
清水銀行	お取引金額	¥2,000
おつり	お取引後残高	
¥8,000	ご利用手数料	¥110

清水銀行 本店営業部 普通 2468512 清水自衛隊友の会 様

お取引明細は他人に知られないようご注意ください。お取引明細が印刷や電話などで照会番号をお知らせすることはありません。お取引明細の印刷は必ずお取寄せください。

清水銀行

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,110 円	100 %	2,110 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 清水自衛隊友の会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、清水自衛隊友の会と称する。

第2条 本会の事務局を清水経済人倶楽部に置く。

第3条 本会は自衛隊と広く市民一般との相互理解と親睦を図り、自衛隊の健全なる発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 国土防衛及び緊急災害援助に関する理解並びに自衛隊と市民との親睦のため懇談会、見学会及び講演会等の実施
2. 自衛隊の各種活動及び行事に協力し、これら普及に努めるための諸事業等の実施
3. 自衛隊員の激励、慰問の実施
4. 自衛隊員の募集及び除隊者の就職の斡旋の実施
5. 関係諸団体との連絡提携
6. その他本会の目的を達成するため必要な事業の実施

## 第2章 会 員

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者及び法人とする。  
会員を分けて個人会員、団体会員及び特別会員とする。

第6条 会員は次の会費を納入するものとする。

個人会員年額	1口	2,000円
団体会員年額	1口	5,000円
特別会員年額	1口	10,000円

## 第3章 役 員

第7条 本会に次の役員を置き、任期は2カ年とする。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名（専務理事を含む）
4. 監事 2名

第8条 会長は総会に於いて選任する。  
前条の会長以外の役員は会長が委嘱する。

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成して本会の運営にあたり、専務理事は会長、副会長を補佐して会務を掌理する。
4. 監事は本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第10条 本会は必要により名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。  
名誉会長、顧問及び参与は役員会を経て会長が委嘱する。

#### 第4章 会 議

第11条 総会は会員をもって組織し、次の事項を審議する。

1. 規約の制定及び変更
2. 役員を選任
3. 事業及び予算の決定
4. 事業報告及び会計報告の承認
5. その他、特に重要な事項

第12条 役員会は会長、副会長、理事をもって組織し、次の事項を審議する。なお、必要あるときは監事を加えることができる。

1. 事業計画の実施
2. 総会提出事項の決定
3. その他、必要な事項

第13条 総会は会長がこれを招集し、毎年1回とし、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。但し、必要により臨時総会を開催することができる。  
全ての会議は会長が招集し、その議長となる。

第14条 本会の事業年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

第15条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第16条 本会の会費は毎年5月に徴収する。但し、新入会員の会費は入会の際徴収する。

附則1. 本会則は 昭和62年12月18日 実施  
平成15年 5月21日 改訂  
平成19年 7月10日 改訂



整理番号 8-10

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (コピーカートリッジ)		
年月日	令和2年8月7日~	令和 年 月 日	金額 7,260円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	-
政務活動・ 県政との 関連性	-

《領収書貼付枠》

**ご利用明細** 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。  
このご利用明細は政務活動費に振り回す予定です。

年月日	取扱店番	お取引内容	お振り込み
0208070363123			
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
0103			
お取引金額			¥14,080*
お振込み残高			¥5,480*
お振込み金額			¥14,080*
お振込み手数料			¥5,480*

2.21 振込 440

三井住友銀行  
しらゆり支店  
普通 1593404  
カ) ルネックス フォトリンク様  
ナカサマワチノリシ ムジヨ様  
0543526471

投票先・お振込人 投票人

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	14,520 円	1/2 50%	7,260 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話代 (au 6月請求分)		
年月日	令和2年8月11日	~	令和 年 月 日
金額	8,441 円		

目的	政務活動に使用する携帯電話代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。お引落口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

お支払日	2年 8月11日	当月ご請求額	53,713 円
当月お支払合計額	53,713 円	事前お支払額	0 円
		内キャッシング分	円
		合計	53,713 円

サーラカード

会員番号	
金融機関名	
通帳記号	
口座名義	中澤 通訓

ご請求明細

ご利用区分	前月
通常払い	

ご利用明細

ご利用者	ご利用日	金額
10	2	628
10	2	628
10	2	628
10	2	788
10	2	710

au 電話利用料

16883 06月分

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	16883 円	1/2	8441 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-12

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	(一財)尾崎行雄記念財団 早会費		
年月日	令和2年8月14日~平成	年月日	金額 10,000円

会の趣旨・目的	尾崎学堂翁を顕彰し、広くその思想を伝える。正しい政治思想の普及につとめる。
会の活動内容等	有権者啓発、リーダー育成、途上国支援等
政務活動・県政との関連性	人生の本舞台は常に将来にあり、県政の将来をみずくの判断に寄与。

《領収書貼付枠》

**ご利用明細票**

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
02-08-14	23357	A93110004	払込みの証拠となるものですか
取扱店	システムオケケソウカイ		なら大切に保存して下さい。
払込口座	00130-6-51359		料金は含まれません。
払込金額	*10,000		料金は含まれません。
振替受付票	*0		(ゆうちょ銀行)

入金額 \*10,000 \*0

おつり

入金額 \*10,000 \*0

おつり

スマホ決済アプリ ゆうちょよPay 可能です!

口座の残高確認も

印紙税申告納付につき趣向税務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	100 %	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 定 款

一般財団法人尾崎行雄記念財団

第 6 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 4 章 評議員

#### (評議員の定数)

第 8 条 この法人に評議員 3 名以上 8 名以内を置く。

2 評議員のうち 1 名を評議員長とする。

#### (評議員の選任及び解任)

第 9 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会にお

いて選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員長は、評議員会において選定する。

(評議員の任期)

第 10 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 8 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 11 条 評議員は、無報酬とする。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 12 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)



第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了

又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会長)

第26条 この法人に、任意の機関として1名の会長を置く。

- 2 会長は、当財団の運営に関し総見をし、必要に応じて助言を行う。
- 3 会長は、その時における衆議院議長に対し、本人の同意を得て、理事長が委嘱することとする。
- 4 会長は無報酬とする。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として1名以上の顧問を置く。

- 2 顧問は、当財団の運営に関する理事長の諮問に答える。
- 3 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は無報酬とする。

(参与)

第28条 この法人に、任意の機関として1名以上の参与を置くことができる。

2 参与は、当財団の目的事業に賛同し、事業運営に協力する。

3 参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4 参与は無報酬とする。

## 第7章 会員

(会員)

第29条 この法人には会員を置く。

2 会員は、この法人の目的事業に賛同し、理事会が定める会費を納入するものとする。

3 会員は、理事会が定めるところにより、この法人が行う事業に参加することができる。

4 その他会員に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 第8章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(4) 顧問の選定及び解職

(5) 参与の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。またこの法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができな

い場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 その他

(事務局)

第39条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任命する。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

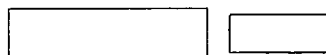
3 この法人の最初の理事長は 森山 眞弓 とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高村 正彦      結城 豊弘      阪上 順夫      木村 利人

## 入会のご案内

[HOME](#) > [入会のご案内](#)



年会費

特典（個人会員）

特典（「政経懇話会」特別メンバーおよび法人・団体会員）

お申込み方法

当財団の活動は、おもに皆様からの賛助会費と、催事への参加費（受講料など）によって支えられています。

どうぞご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

### 年会費

※ご入会頂いた日（登録完了日）から1年間の費用です。

個人会員	1口	1万円
「政経懇話会」特別メンバー	1口	3万円
法人・団体会員	1口	10万円

### 特典（個人会員の場合）

- ・「[会員専用サイト](#)」をご利用いただけます。
- ・季刊『[世界と議会](#)』をお届けします。
- ・主催イベントへの各種優待がございます。
- ・「[琴堂塾](#)」へ入塾希望の方は、優先されます。
- ・「[琴堂文庫](#)」ならびに収蔵品をご利用いただけます。  
(実費にて複写サービスも承ります)



[「罅堂文庫」についてはこちらをご参照ください>>](#)

## 特典（「政経懇話会」特別メンバーおよび法人・団体会員）

- ・上記の特典に加え、「政経懇話会」（夕食付き）が無料になります。



## お申込み方法

- ・こちらのフォームよりお問い合わせください。  
追って事務局より詳細ご案内を差し上げます。 [お問い合わせ>>](#)

[ホーム](#)   [図書館ご利用の皆様へ](#)  
[サイトマップ](#)

[ランナーの皆様へ](#)

[露ガーデン](#)

[サイトのご利用について](#)

[個人情報保護方針](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright © 2020 一般財団法人尾崎行雄記念財団. All Right Reserved.

整理番号 8-13

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

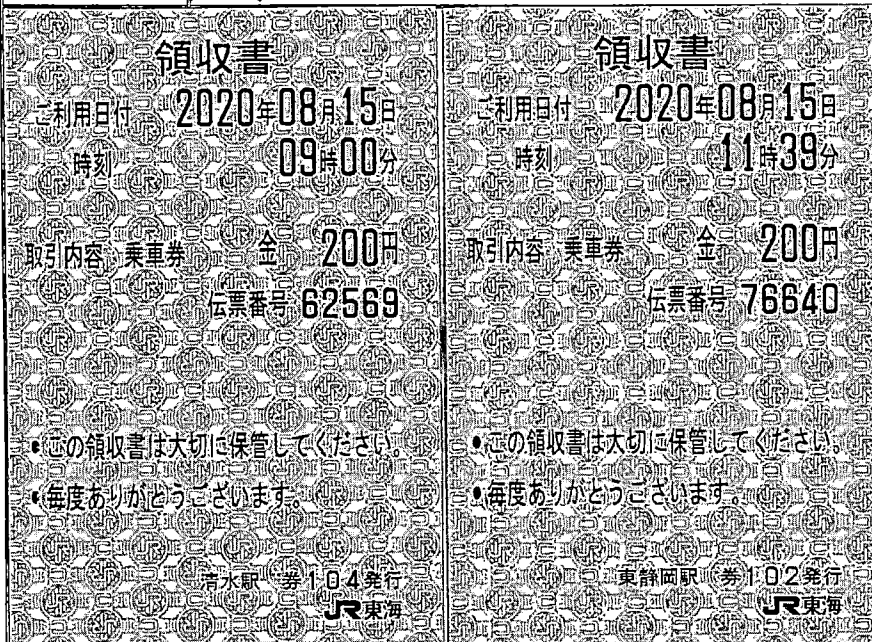
使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡市 戦没者追悼式		
年月日	令和2年8月5日	～	令和 年 月 日
金額	500 円		

目的	戦没者を追悼し、平和を希求する意を深める
使途	交通 ( 参加者と意見交換を以て )
政務活動・ 県政との 関連性	戦時に関する教育を深めていく一助とす。



領収書

エコステーション21  
アスティ清水駐輪場  
2020/08/15 11:55

利用料金 : 100円  
 預り : 100円  
 釣銭 : 0円  
 入庫日時 : 2020/08/15 08:58  
 利用時間 : 2時間 57分  
 駐輪機番号 : 38

自転車 (P)

JR清水 ~ JR東静岡

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	500 円	100 %	500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



令和 2 年 7 月 吉 日

記



## 来 賓 各 位

静霊奉賛会静岡市支部  
支部長 田 辺 信 宏

### 静岡市戦没者を追悼し平和を祈念する式典の 開催について

盛夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、本会の事業につきまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年も 8 月 15 日に標記式典を次のとおり挙行致しますので、御多用のところ誠に恐縮ですが、御出席くださいますよう御案内申し上げます。御出席の有無を同封の葉書により、**7月22日(水)**までに御回答ください。

開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第1・第2部の式典等参列者を来賓及び関係団体役員に限らせていただくとともに、児童生徒による「平和へのメッセージ」の発表を見合わせるなど、規模の縮小・時間短縮を余儀なくされておりますが、式典終了後は会場を午後 3 時まで開放し、「3つの密」を避けながら一般来場者が献花できる体制を整えてまいります。

なお、今後参列者を更に縮小せざるを得ない情勢となりました折には、改めて御連絡を差し上げますので、御承知おきくださいますようお願い致します。

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 15 日 (土)  
(開場時間：午前 9 時 30 分～)  
午前 10 時～11 時 30 分 (入場制限あり)  
第一部 慰霊法要 (静岡市仏教会主催)  
第二部 静岡市戦没者を追悼し平和を祈念する式典  
(静岡市主催)  
午後 0 時 30 分～ 3 時  
一般献花 どなたでも参加できます
- 2 会 場 グランシップ 中ホール「大地」  
駿河区東静岡二丁目3-1 (JR東静岡駅南口)
- 3 その他 会場ロビーでは、平和祈念パネル展、「平和へのメッセージ」作文展示、静岡児童合唱団の郷土唱歌の放映などを予定しています。

- 御出席の際は、本状を受付◎に御提示ください。
- 開式時間の15分前までに、受付をお済ませください。
- 服装は平服で結構ですが、マスクの着用をお願いします。
- 駐車場(有料)には限りがございます。御承知おきください。
- 風邪症状等、体調に異変のある時は参列を御遠慮ください。

当日緊急連絡先：静霊奉賛会静岡市支部  
静岡市市民自治推進課

整理番号 8-14

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー


支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コロナ禍における観光地調査 (白糸の滝周辺)		
年月日	令和2年8月15日	~ 令和 年 月 日	金額 620 円

目的	観光客の動向調査
使途	自衛軍道
政務活動・ 県政との 関連性	コロナへの観光地への影響

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 富士

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用になれないお客さまは  
 TEL 052-223-0333 (有料)

20年 8月15日 14時37分  
 車種 普通

割引前料金	¥880-
割引△	¥260-
ご利用額 (消費税)	¥620-

入口料金所 - 清水  
 ETC 有効期限21年12月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号211-00651419-19

②のGo To トラベルもあつた！ 周辺近隣の  
 自動車ナビもあつた！  
 高速道に近い観光地あり。利便性が  
 高いのでは？と思ふ。コロナの50%か？

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	620 円	100 %	620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-15

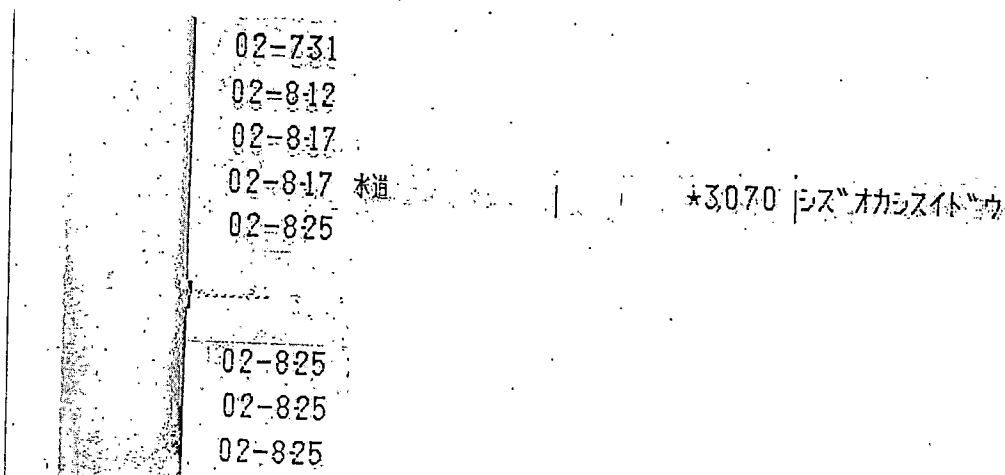
決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	光熱水費 (電気代・水道代)		
年月日	令和2年8月7日	～令和 年 月 日	金額 1535 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費		
使途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>>   <p>02-731 02-812 02-817 02-817 水道 *3070 円 02-825  02-825 02-825 02-825</p>			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	3070 円	1/2	1535 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 ( 電卓用乾電池 )		
年月日	令和2年8月18日	~ 令和 年 月 日	金額 971 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

セブン-イレブン  
清水島崎町店  
静岡県清水区島崎町6-1-15

電話：054-351-8100 店舗#1

2020年08月18日(火) 13:41 責022

領 収 書

様

税率10%対象商品 ¥971  
(内消費税等10%対象) ¥88  
合 計 ¥971

但し

但し書  
乾電池

2020年08月18日  
上記正に領収書貼付済み  
本票を保管頂く場合は、印刷面を  
内側に折り、保管をお願いします

支払者  
中澤通訓

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	971 円	100 %	971 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 817

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

775 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派研修(浜松篠原地野球場、浜名湖うもつ)		
年月日	令和2年8月(9日~令和	年月日	金額 5460円

目的	野球場建設予定地視察、ウモつの内題等
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	野球場と周辺整備のあり方を決めるための 材料のため。フリ使用の土木工事による功罪

領収書 No 16 103  
窓口 No

領収書 No 5201130  
駅 No

金額 ¥5,020円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2020年8月19日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
村につき名古屋中村  
税務署承認済

現金出納社員

清水駅

支払者：中澤通訓

JR 清水 ← 浜松  
新幹線 5,020円

JR 清水 - 沼津 (P) 200円 (別紙)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,460円	100%	5,460円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

【1日目】 8月19日 (水)

11:10 鷺津駅集合→@はまなこサイクル レクチャー

12:00~12:30 昼食@田内議員チョイス

13:00~14:30 研修①~篠原地区野球場~

@浜松市総合水泳場トビオ

15:00~16:30 研修②~水産業振興~

@静岡県水産・海洋研究所浜名湖分場

17:00~17:30 チェックイン

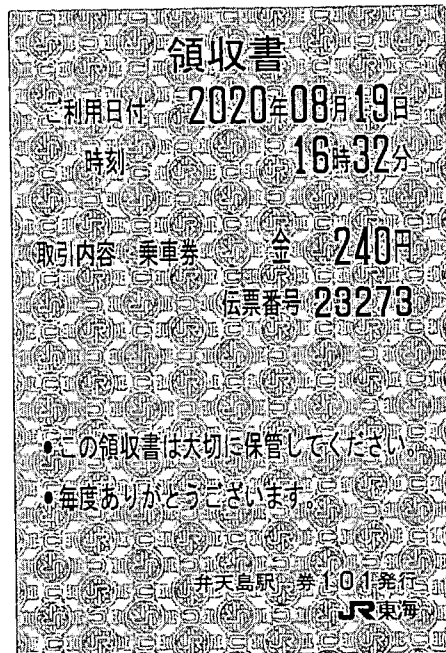
@浜名湖かんざんじ温泉 サゴロイヤルホテル

領収書

エコステーション21  
アスティ清水駐輪場  
2020/08/19 18:07

利用料金 : 200円  
預り : 200円  
釣銭 : 0円  
入庫日時 2020/08/19 11:02  
利用時間 7時間5分  
駐輪機番号 48

JR静岡自転車(P)



JR 静岡  
S  
渡松

整理番号 8-18

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 事務所費・人件費		
内容	10YJ2セキュリティソフト・インストール設定費		
年月日	令和2年8月20日	~令和 年 月 日	金額 13980円

目的	セキュリティ設定のため
使途	ソフト設定費
政務活動・ 県政との 関連性	情報収集のための10YJ2の村政関係 に於き県政進展に寄与する

<領収書貼付枠>

支払者: 中澤通訓

領収証

No. ....

中沢事務所 様

2年8月20日

金額

¥13,980.-

内

消費税等

但セキュリティソフトインストール設定  
上記正に領収いたしました

現金

小切手

HISA00#778

marukita きたがわ商店  
静岡市清水区船越 3-6-19 302  
北川 昌克  
TEL/FAX (054) 357-5594

係

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,980 円	100 %	13,980 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-19

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	JDT禍における被災地調査		
年月日	令和2年8月23日	~令和 年 月 日	金額 1,240 円

目的	被災者の意向とJDT対策
使途	交通費(車)
政務活動・ 県政との 関連性	JDT被災者を出さか対策と GO TO トラベルによる客の意向を知る

<領収書貼付枠>

別紙添付

阿部 通訓

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,240 円	100 %	1,240 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 富士

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 8月23日 10時22分  
車種 普通

割引前料金	¥880-
割引△	¥260-
<hr/>	
ご利用額	¥620-
(外湯)	

-入口料金所- 清水  
ETC 有効期限24年 2月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号208-00530936-19

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 清水

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 8月23日 15時54分  
車種 普通

割引前料金	¥880-
割引△	¥260-
<hr/>	
ご利用額	¥620-
(外湯)	

-入口料金所- 富士  
ETC 有効期限24年 2月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号205-01251537-19

整理番号 8-20

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

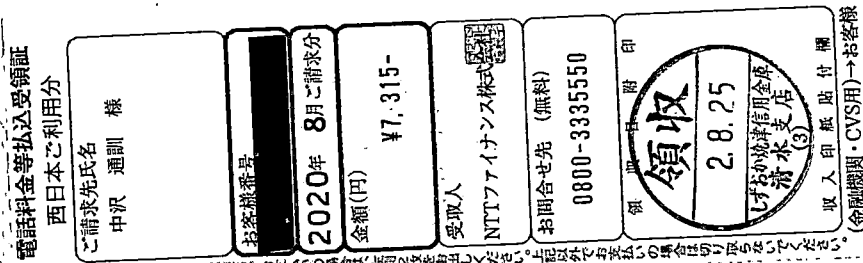
780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話代 (NTT 8月請求分)		
年月日	令和2年8月25日	～令和 年 月 日	金額 3657円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



※ 領収書は必ず銀行・郵便局へ送付し、お領収書の控えを提出してください。領収書以外に送付し、領収書の控えを提出しないでください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	7315円	1/2 %	3,657円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-21

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所駐車場代 ( 9 月分 )		
年月日	令和2年 8月25日	~ 令和 年 月 日	金額 5,000 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領収証 中澤通訓事務所様 No. \_\_\_\_\_

★ 10,000-

但 駐車場代 9月分

令和2年 8月25日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	税率	金額(税抜・税込)	
		%	消費税額等	
		税率	金額(税抜・税込)	
		%	消費税額等	

コクヨ ウケ-1097

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	10,000 円	1/2	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-22

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 ( 8 月請求分)		
年月日	令和 2020 年 8 月 28 日	金額	2,035 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。
使途	—

政務活動・ 県政との 関連性	—
----------------------	---

《領収書貼付欄》

**Webしずおかのお支払明細書**

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様控え等とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

お問合せ番号	2020 年 8 月 28 日
お支払い日	2,035 円
今月のお支払い金額	

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願ひいたします。

お支払い口座

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサハワ ミチノリ

◆お支払いについてのお問合せ

**日専連 静岡**  
〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26  
TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210  
【お問合せ時間】 10:00～17:00

◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

**Webしずおか ☎ 0120-224-260**  
〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8 TOKAIビル  
【お問合せ時間】 9:00～18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

◆Web閲覧への切替の手続きについて

日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「兼書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。  
下記、日専連静岡ホームページからご登録をお願いいたします。  
<http://www.nissenren-shizuoka.co.jp>  
※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から兼書でのご利用明細書の発送を停止いたします。兼書が必ず必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,035 円	100 %	2,035 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-23

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報謝金・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「N.Y.はじか」山梨県での実験販売		
年月日	令和2年8月29日	～令和 年 月 日	金額 1660 円

目的	山梨との相互の物産のPR販売を目的
使途	交通費(中野世井町(増穂伊予近)
政務活動・ 県政との 関連性	20+20の相互交通がここにおおいるが物産のPRにふり交流を深める。
<領収書貼付枠> 別紙添付	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,660 円	/	1,660 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 富沢本線

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 8月29日 11時21分

車種 普通

割引前料金 ￥880-

割引△ ￥260-

ご利用額 ￥620-

(外注)

-入口料金所- 清水

ETC 有効期限21年12月

会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号204-01031100-19

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 領収書

料金所 増穂

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 8月29日 12時23分

車種 普通

通行料金 ￥420-

(現金)

-入口料金所- 富士川本線

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号204-00461219-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 清水

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 8月29日 14時57分

車種 普通

割引前料金 ￥880-

割引△ ￥260-

ご利用額 ￥620-

(外注)

-入口料金所- 富沢本線

ETC 有効期限21年12月




会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号207-01301437-19

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成 2年 8月 29日</p> <p>会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓</p>						
目的	<p>コロナ禍における限られた流通と人の移動を打破するために「バイパス化」として県内物流を山梨県へ距離を伸ばす。</p>					
年月日	令和2年 8月 29日					
場所	ア-10「オギ」(山梨県富田町増穂IC近辺)					
内容	<p>1 行程 清水IC <u>中部横断道</u> 南部IC — 増穂IC</p> <p>2 応対者 ア-10「オギ」の山梨県内30店、県外6店に静岡ア-2と車回県産品121商品を販売</p> <p>3 聴取内容 店側の協力で入り附近を呼び出し「静岡ア-2」の看板も各店に立てし人員を引く陳列。商品提供例も新たな距離開拓を促し商品構成に協力が見える。</p> <p>4 県政への反映 県内には農林水産多様な種類の生産物があり、清水若へのアクセス如何により販売が広がる。ア-2ア-2を関係者の知恵で確立していくことが大事。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号 マ-24

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	110429 セミナー対策 ウイルス対策ソフト		
年月日	令和2年8月31日	令和 年 月 日	金額 16,090 円

目的	110429 セミナー対策を実施する。
使途	セミナー対策設定
政務活動・ 県政との 関連性	情報管理の収集に有益なものを 県政に構築していく。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,090 円	100%	16,090 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



快適&安心にお使いいただくために デジタルライフサポート プレミアムなら  
**セキュリティ対策と幅広いサポート\*1がひとつに。**

困ったときに、いつでも相談

**24時間365日  
いつでも利用できる**

時間を選ばずに気軽に相談ができます。電話、メール、LINEから、ご利用いただけます。

PC・スマホの相談もできる

**幅広い  
サポート範囲**

ウイルスバスタークラウドのことだけでなく、PC、スマホ、ルータ、プリンタ、IoT機器など、80種類以上のデジタル機器の操作・設定に関する質問ができます\*1

\*1:本サポートサービスのサポート範囲はこちら:<https://www.go-tm.jp/ren/vbp/range> 本サポートサービスは問題解決のご支援を行うためのもので、問題解決を保証するものではありません。

ご利用になったお客さまの

**90%以上\*2**にご満足いただいています。



\*2:トレンドマイクロ調べ  
(2018年7月~2019年6月の期間の平均値)

■お問い合わせ

<https://tmqa.jp/pdm/>

当DMに関してのお電話でのお問い合わせやFAQはこちらをご確認ください。



■LINEでのお問い合わせ

自動回答 ▶365日 24時間受付

オペレータ回答 ▶365日 9:30~17:30受付



**受領書** コンビニ払専用

払込人氏名

中澤 通訓様

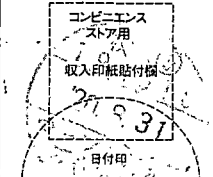
ご注文番号: DM-202007

金額 **16090** 円  
(内消費税等 1460 円)

受取人

トレンドマイクロ株式会社




受領印



金額訂正された払込票およびバーコードのない払込票はコンビニエンスストアでは対応できません。

CVS取扱店 → お客様  
代行業社: SMBCファイナンスサービス(株)

整理番号 8-25

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

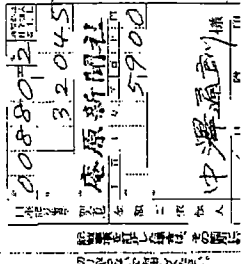
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (奄原新聞)		
年月日	令和 2年 8月 / 日	~ 令和 年 月 日	金額 5900 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	2年 4月 ~ 2年 9月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や施策提案などの参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
02-08-31	23362	A93210001	私込みの証拠と なるものですか なら大切に保存し て下さい。消費 料金は含まれて います。 (ゆうちょ銀行)
取扱店	シミスターアイ		
払込口座	00880-2	32045	
払込金額	*5,900	料金	*0
		入金額	*10,000
		おつり	*4,100
スマホ決済アプリ ゆうちよ Pay 口座の残高確認も可能です！			

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,900 円	100 %	5,900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2020年8月26日

中 沢 通 訓 様

請 求 書

庵原新聞社  
〒421-3107  
清水区由比入山345-2  
TEL: 054-385-4343

請求金額 ￥5,900 (税込み)

日付	商品名	数量	単価	金額
	庵原新聞購読料			5,900
	令和2年4月~9月			
	合計			5,900

整理番号 8-26

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年8月1日~令和2年8月31日	金額	3380円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,380円	100%	3,380円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

No.	月日	用件	金額(円)
1	8月7日	英籍(香港)空 運身場(高台石2F-1)	740
2	月11日	20叶電停、地域医療	660
3	月14日	桜江病院等	660
4	月17日	大学生就取	660
5	月25日	武登能会	660
6	月 日		
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
合 計			3380

個別履歴照会

作成日時: 2020/09/01 10:48

刻印番号  
媒体タイプ LuLuCa(PASAR+POINT)  
発行日 2014/03/03  
有効期限  
ネガ情報 (申請)

SF券種 一般 バス・鉄道共通  
SF属性 大人  
デボジット ¥500  
(停止)

フリガナ ナカザワ  
氏名 中澤  
郵便番号 〒424-0828  
住所 静岡県静岡市清水区千歳町  
7-18

性別 男性  
生年月日 1944/09/23 年齢 75 才  
電話番号 (自宅) 054-352-5641  
(携帯)

最終残高

定期券種 (着) 定期属性 発行日 適用期間 (着) 停留所 (発) 停留所 (発) 停留所 (発) 停留所 (発) 割引 割引 割引 割引 割引 割引 割引 割引 割引 割引

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引
3501	2020/08/25 17:01	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,590			新静岡 → 入江岡										
3500	2020/08/25 16:33	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,920			新静岡 →										
3499	2020/08/25 11:43	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,920			入江岡 → 新静岡										
3498	2020/08/25 11:12	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,250			入江岡 →										
3497	2020/08/25 11:12	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,250			入江岡										
3496	2020/08/17 15:21	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,250			新静岡 → 入江岡										
3495	2020/08/17 14:56	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,580			新静岡 →										
3494	2020/08/17 08:42	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,580			入江岡 → 新静岡										
3493	2020/08/17 08:18	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,910			入江岡 →										
3492	2020/08/14 17:12	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,910			新静岡 → 入江岡										
3491	2020/08/14 16:41	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,240			新静岡 →										
3490	2020/08/14 16:41	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,240			新静岡										
3489	2020/08/14 10:24	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,240			入江岡 → 新静岡										
3488	2020/08/14 09:58	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,570			入江岡 →										
[Redacted Section]																		
3483	2020/08/11 20:51	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,130			新静岡 → 入江岡										
3482	2020/08/11 20:23	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,460			新静岡 →										
3481	2020/08/11 11:04	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,460			入江岡 → 新静岡										
3480	2020/08/11 10:36	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,790			入江岡 →										
3479	2020/08/07 16:42	自動改札機	S F利用	¥200	¥2,790			運動場 → 入江岡										
3478	2020/08/07 16:28	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,990			運動場 →										
3477	2020/08/07 14:32	自動改札機	S F利用	¥170	¥2,990			新静岡 → 運動場										
3476	2020/08/07 14:13	自動改札機	S F利用	¥0	¥3,160			新静岡 →										
3475	2020/08/07 11:04	券売機	チャージ	¥2,000	¥3,160			新静岡										
3474	2020/08/07 11:03	自動改札機	S F利用	¥220	¥1,160			草薙 → 新静岡										
3473	2020/08/07 10:46	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,380			草薙 →										
3472	2020/08/07 09:49	自動改札機	S F利用	¥150	¥1,380			入江岡 → 草薙										
3471	2020/08/07 09:35	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,530			入江岡 →										
[Redacted Section]																		

整理番号 829

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	1015	18 円 × 1015 km / km	18,270

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	18,270 円	100 %	18,270 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





整理番号 8-28

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

7 8 2 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	職員給与 (8月分)		
年月日	令和2年8月1日	~	令和2年8月31日
金額	63,720 円		

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  別紙 添付	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	127,440 円	1 / 2	63,720 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

給料支払明細書

( 2年 8 月分)

■■■■ 殿

労働日数	皇 月 日	15 日
労働時間	90 時 分	
所定時間外労働	時 分	
支給額	基本給	79,650
	所定時間外賃金	
	家族手当	
控除額	交通費	
	合計	79,650
控除額	健康保険料	
	介護保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	
	所得税	
	住民税	
控除額	前払金	
	合計	
差引支給額		79,650

(事業所名)



コクヨ シン-113N

給料支払明細書

( 2年 8 月分)

■■■■ 殿

労働日数	皇 月 日	15 日
労働時間	54 時 分	
所定時間外労働	時 分	
支給額	基本給	47,790
	所定時間外賃金	
	家族手当	
控除額	交通費	
	合計	47,790
控除額	健康保険料	
	介護保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	
	所得税	
	住民税	
控除額	前払金	
	合計	
差引支給額		47,790

(事業所名)



コクヨ シン-113N

90時間 × 885円 = 79,650円

54時間 × 885円 = 47,790円

政務活動事務雇用者出勤簿

8 月分	氏名	[Redacted]
------	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	土	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
2	日	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
3	月	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
4	火	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
5	水	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
6	木	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
7	金	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
8	土	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
9	日	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
10	月	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
11	火	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
12	水	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
13	木	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
14	金	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
15	土	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
16	日	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
17	月	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
18	火	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
19	水	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
20	木	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
21	金	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
22	土	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
23	日	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
24	月	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
25	火	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
26	水	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
27	木	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
28	金	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
29	土	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
30	日	・勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	
31	月	○勤務日 ・休日(非勤務日を含む) ・年次有給休暇	6
計			90

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成28年8月1日  
ふじのくに県民クラブ 澤通 印

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

政務活動事務雇用者出勤簿

8月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
2	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
3	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
4	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
5	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
6	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
7	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
8	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
9	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
10	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
11	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
12	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
13	木	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
14	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
15	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
16	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
18	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
19	水	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
20	木	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
21	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
22	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
23	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
24	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
25	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
26	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
27	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
28	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
29	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
30	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
31	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
計			54

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成2年8月1日  
ふじのくに県民クラブ 澤田 誠

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 8-2p

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(静岡、朝日、農業新聞)		
年月日	令和2年8月31日	～	令和 年 月 日
金額	9,960円		

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	2年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,960円	100%	9,960円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

F02 0219 000	2020 年 8 月分	領収証
読者No. [REDACTED]	中沢 通訓 様	
銘柄	部数	金額
静岡新聞 ※	1	3300
		3,300 円 (消費税込)
8%対象 3,300円 (内消費税 244円) 株式 10%対象 0円 (内消費税 0円) 会社		株式会社 石原新聞 〒425-0801 静岡県清水区大手一丁目1番1号 (TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289 (フリーダイヤル) 0120-1577-01 担当者: [REDACTED]
※は軽減税率の対象であることを示します。 厳しい暑さが続きますが 夏バテ、熱中症などには 十分お気を付け下さい。		

領 収 証				領収金額 (含消費税)	
支店 区域 順路 No.	中沢 通訓			様	
05 007 252 [REDACTED]	※は軽減税率対象です			6,660 円	
銘柄	部数	金額(円)	備考	2020 年 08 月分	
※朝日新聞	1	4,037		領収致しました。	
※農業新聞	1	2,623		8 月 25 日	
10%対象 0 (内消費税 0)					
8%対象 6,660 (内消費税 493)					
有限会社 石原新聞店 静岡県清水区江尻東1-1-1 フリーダイヤル 0120-107-466				桜ヶ丘支店 352-1914 本店 054-366-1074	
ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。				係 [REDACTED]	

整理番号 8-30

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	光熱水費 (電気代)・水道代 (8)		
年月日	令和2年 月 日	~令和2年 8月31日	金額 10,855円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

口座振替払済のお知らせ (電気料金等領収証)

令和2年9月1日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。  
令和2年8月分の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額 (再掲)
令和2年8月31日	21,710円	1,972円
指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	領収金額	(金額再掲)	精算額等	初回引落割引額	記事
おなまえ		容量	ご使用量 kWh/m3	消費税等相当額 (再掲)	再エネ発電促進賦課金	燃料費調整額	
		従量電灯B					
ナカザワジムシヨ キヨウ		30	52	1,861	154	-5500	
		A		169		-1,9136	
		従量電灯B					
ナカザワ ミチノリ		30	168	4,439	500	-5500	
		A		403		-61824	
		低圧電力					
ナカザワ ミチノリ		10 kW	278	15,410	828	-10,2304	
				1,400			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	21,710 円	1/2	10,855 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。